

# 第9回 START運営委員会

(2026年3月11日)



1. **START市場の状況報告**
2. **税制改正対応（拡大TF）の進捗報告**
3. **市場区分に関する報告**
4. **START市場の活性化に向けた意見交換**
  - ・ START（ST全体）のプロモーションについて
  - ・ 投資家の適合性基準について
  - ・ 特定投資家向け市場区分の創設について
5. **債券STのインサイダー取引類似行為規制**
6. **次回開催スケジュール**

# 1. START市場の状況報告

---

別紙、「START月次レポート」をご確認ください。

## 2. 税制改正対応（拡大TF）の進捗報告

### ■ 標準化対応（完了）

- ▶ 主たる課題となっていた以下の事項について標準化を実施
  - 決算・配当支払フロー
  - 元本減少割合の通知義務
  
- ▶ 事務フロー関連についても標準化を実施
  - 投資家への「元本減少割合の通知」フローの整理
  - 元本戻し部分に関する用語および利回り計算式の標準化
  - 償還時の事務フローの整理（信託終了日 < 支払日のケース等）
  - 特定口座対応に関わる事務フローの整理 等

## 2. 税制改正対応（拡大TF）の進捗報告

### ■ 今後の対応

- 収益認識日 = 配当支払日となった場合の対応
  - 信託契約の変更
    - リーガル面の確認
    - 決算日および投資家への配当支払日の確定
  - 投資家対応
    - 配当支払日程の変更に関するアナウンスの実施
  
- 売買停止期間の廃止に向けた対応
  - 信託契約の変更（譲渡制限条項の削除乃至解釈で対処）
    - リーガル面の確認

※収益認識日の変更可否が判明次第、上記2点をあわせて実施予定。

※権利確定日が4月（現行の支払日）の銘柄は、スケジュール上、早期対応が必要。

STARTコード	銘柄略称	権利確定日	取扱証券会社
1A0A	K D X S T ドーミーイン神戸元町	2月、8月	SBI・大和
1A0C	いちごR T 芝公園・東新宿他4件	1月、7月	SBI・大和
1A0D	いちごR T 西麻布・代々木他5件	1月、7月	SBI・大和
1A0F	K D X S T 名古屋栄ビル	4月、10月	SBI・東海東京
1A0G	トーセイS T 3市ヶ谷	4月、10月	SBI・東海東京
1A0H	いちごR T 仲之町・小日向他5件	4月、10月	SBI
1A0J	三井物産G 三重イオンタウン鈴鹿	4月、10月	東海東京

# 4. START市場の活性化に向けた意見交換①

## 【START（ST全体）のプロモーションについて】

### ■ 今年度の取組み

- STの認知度向上のため各種イベントへの出展・登壇を実施。
- 証券会社等とのコラボレーションも実施。
  - SBI証券 : 資産運用フェス（秋・春）
  - SBI、大和AM : 大阪での共催イベント
  - 各種イベントでの登壇 等

### ■ 成果

- イベントを通じて投資家の声を直接把握。
- ODX公式Xのフォロワー数が増加。

### ■ 意見交換

- 各社が行ったプロモーション活動等について可能な範囲で共有いただきたい。
- START市場の認知向上のため、ODXとのコラボの機会があればご検討いただきたい。

## 4. START市場の活性化に向けた意見交換②

### 【投資家の適合性基準について】

#### ■ 背景

- STの適合性基準は、証券会社において比較的厳しめに設定されているケースが多い。
- ST黎明期におけるブロックチェーン上の資産流出リスクへの懸念が背景。

#### ■ 足元の状況

- STプラットフォームは実質的にプライベートチェーンであり、資産流出リスクは極限定的。
- 原資産も、現時点では不動産や上場会社の社債など比較的风险が低いものが主流。
- 昨秋、不動産STについてインサイダー取引類似行為規制をODXルールとして整備。不公正取引への対応も株式市場に近い水準。

#### ■ 論点

- ST市場の拡大には幅広い投資家の参入が重要。
- 適合性基準の水準について見直しの余地はないか。

## 4. START市場の活性化に向けた意見交換③

### 【特定投資家向け市場区分の創設について】

#### ■ 背景

- 昨年末、複数のアセットマネジメント会社より、ODXが特定投資家向け市場を開設した場合、商品提供が可能となる可能性があるとの打診あり。

#### ■ 制度動向

- 先般、日証協は、取次型登録PTSを対象に「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」を改正し、特定投資家等のみを対象とする場合には、相場情報の公表や適時情報提供義務を一部緩和。

#### ■ 論点

- 当社は認可PTSであるが、取次型登録PTSと同様の取扱いによる規則改正を日証協に要望中。
- 日証協からは、市場参加者の意見も確認して貰えるとありがたいとの要望あり。

## 5. 債券STのインサイダー取引類似行為規制

- 法令上、社債券は、インサイダー取引規制の対象となる有価証券（特定有価証券等）に含まれるが、社債券（新株予約権付社債券を除く。）等の売買等は適用除外とされている（金融商品取引法第166条第6項第6号）。
- 但し、いわゆるデフォルト情報を知った場合は、この適用除外のさらに例外とされ、インサイダー取引規制の対象となる（金融商品取引法第166条第6項第6号括弧書き、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第58条）。
- 一方でSTは現状、法令上のインサイダー取引規制の対象外である。したがって、仮に会社関係者がデフォルト情報を知った上で、債券STをSTART市場において売買してもインサイダー取引には当たらないこととなる。
- このような潜脱的行為をある程度抑止するために、債券STのインサイダー取引類似行為規制に債券STの会社関係者がいわゆるデフォルト情報を知った上でSTをSTART市場において売買することを禁じる規則を定めることとする。（今月施行予定）

## 6. 次回のスケジュールについて

---

**次回委員会：6月10日（水） 15時～16時（オンライン）**

※原則、3か月ごと 第2水曜日の開催

今回の委員会の資料について、弊社HPに掲載いたします。

[https://www.odx.co.jp/st/ja/advisory\\_committee/START\\_advisory\\_committee/](https://www.odx.co.jp/st/ja/advisory_committee/START_advisory_committee/)

---

ご質問等ございましたら、以下にご連絡ください。

委員会事務局

[Start\\_pmo@odx.co.jp](mailto:Start_pmo@odx.co.jp)

引き続き、よろしくお願いいたします。